

会 議 名	第6回加美町まちづくり基本条例策定委員会															
開催日時	平成27年10月16日(金) 午前9時～午前11時40分															
開催場所	加美町役場 3階 第一会議室															
出席委員	<p>【委員14人】</p> <table border="0"> <tr> <td>徳永 幸之 委員</td> <td>菅原 博志 委員</td> <td>高橋 さやか 委員</td> </tr> <tr> <td>古川 隆 委員</td> <td>佐々木 盛雄 委員</td> <td>門真 めぐみ 委員</td> </tr> <tr> <td>松本 憲 委員</td> <td>高橋 太治 委員</td> <td>高橋 庸介 委員</td> </tr> <tr> <td>府田 政之 委員</td> <td>後藤 佐市 委員</td> <td>千葉 敬悦 委員</td> </tr> <tr> <td>近藤 義次 委員</td> <td>竹中 要子 委員</td> <td>宮野 謙 委員</td> </tr> </table>	徳永 幸之 委員	菅原 博志 委員	高橋 さやか 委員	古川 隆 委員	佐々木 盛雄 委員	門真 めぐみ 委員	松本 憲 委員	高橋 太治 委員	高橋 庸介 委員	府田 政之 委員	後藤 佐市 委員	千葉 敬悦 委員	近藤 義次 委員	竹中 要子 委員	宮野 謙 委員
徳永 幸之 委員	菅原 博志 委員	高橋 さやか 委員														
古川 隆 委員	佐々木 盛雄 委員	門真 めぐみ 委員														
松本 憲 委員	高橋 太治 委員	高橋 庸介 委員														
府田 政之 委員	後藤 佐市 委員	千葉 敬悦 委員														
近藤 義次 委員	竹中 要子 委員	宮野 謙 委員														
欠席委員	<p>【委員4人】</p> <p>高嶋 信子 委員、渋谷 壽夫 委員</p>															
事務局	協働のまちづくり推進課 4名 鎌田課長、尾形係長、残間主査、中川主事															
傍聴人	0人															
次 第	<p>(1)開 会</p> <p>(2)あいさつ</p> <p>(3)議 事</p> <p>①(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)について</p> <p>②その他</p> <p>(4)閉 会</p>															
配布資料	<p><input type="checkbox"/>次 第</p> <p><input 490="" 506="" 955="" 971"="" data-label="Page-Footer" type="checkbox/&gt;(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;/table&gt; &lt;/div&gt; &lt;div data-bbox="/> <p>1</p> </p>															

【会議録】

<p>委員長</p>	<p><b>【あいさつ】</b></p> <p>みなさん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>この条例については、前回の委員会の後、町民懇談会を開催させていただいて、骨子案についてご意見をいただいたところです。本日はそれを条文にした形の素案についてご意見をいただくという大詰めの段階まで来ました。</p> <p>本日はこの内容でいいというところまで議論していただきまして、それを外部に出して意見をいただくこととなりますので、今回は集大成といいますか、ここでまとめの案が出来ればと思いますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の欠席者についてですが、高嶋信子委員、渋谷壽夫委員から欠席の連絡をいただいております。それから、農協からは工藤専務から松本専務に変更になり、本日出席していただいておりますので、皆さまに報告させていただきます。</p> <p>～配布資料の確認～</p> <p>それでは、徳永委員長を議長としまして、議事の方を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p><b>【議 事】</b></p> <p>(1) (仮称) 加美町まちづくり基本条例素案 (案) について</p> <p>加美町まちづくり基本条例素案 (案) についてですが、区切りながら審議していきたいと思います。まず、前文から第2章まで事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料「(仮称) 加美町まちづくり基本条例素案 (案)」に基づき前文から第2章まで説明。</p>
<p>委員長</p>	<p>前文と第1章、第2章について、主に変更点を中心に説明をしていただきましたが、ご意見をいただければと思います。</p> <p>前文は前回とだいぶ変わりましたので、前文についてもご意見を願います。</p>
<p>委員</p>	<p>だいたいこれでいいんじゃないですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>前文について、町民からの前向きな文言をというところを書き込んでい</p>

委員	<p>ただけたかなと思うのですが。</p> <p>良くできてると思うのですが、7月の会議で町民や参画、協働の定義付けがありました。今回のを見てみますと、第1条で「町と議会の責務を明らかにし」とあります。第2条では定義のところに「町」は「町長、教育長等」とあります。第2章にもまちづくりの基本理念で「町民、町及び議会」、それから5条にも「町民、町及び議会」とあります。その「町」というのを読んでいると、なんか違和感を感じるというか、「町」といったら加美町全体を思います。分かるような気がしますけど、「町」そのものは行政を指すのか、それをどう捉えたらいいのかなという疑問をもってしまいます。その辺で適切な言葉だとかそういうものがあれば、もっと親しみやすく分かりやすくという感じがします。</p>
事務局	<p>この条例での「町」は行政のことを言います。町民懇談会等でも「町」と言うと、役場ではないのかという意見がありましたので、今回「町」についてはこのような定義付けをさせていただきましたが、他の市町村の例を見ますと、「市」や「町」としているところもあれば、「行政」としているところもありますし、「執行機関」としているところもあります。また、「町長等」と定義付けしているところもありまして、加美町として行政を指す言葉としましては、町民の皆さんにはどの言葉がいいのかご意見をいただきたいところです。</p>
委員長	<p>もう一点。町全体を表す言葉はどうかという意見がありました。その部分については後の方で出てくるのですが、「加美町」と町全体を言っていて、執行機関と言うか行政のことは「町」として使い分けています。そこは多少分かりにくいとは思いますが。</p>
委員	<p>「町」という言葉は、議会は抜けているのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>一般的に言えば議会も町ですよ。議会も執行機関としての役割を持っているのですから。</p>
事務局	<p>議会は執行機関ではありません。</p>
委員	<p>町民に受け入れられやすい形でいいのではないですか。</p>
委員	<p>「町」と言うとすごい広いイメージがあります。</p>

事務局	<p>先ほど説明したように、「執行機関」や「町長等」と定義付けしているところもありますので、皆さんに受け入れられやすい言葉で定義付けしたいと思いますので、委員の方々がこちらの方がいいとなれば変更いたします。</p>
委員長	<p>この解説は、外に出ていく時は条文だけになるのか、例えばパブリックコメントを実施する場合には解説も付くのでしょうか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントや町民の方々に説明する時は、解説が付いたものだと考えております。</p>
委員長	<p>どうしても条例は、法律用語というか、そういう言葉遣いになりがちというか、ならざるを得ないのかと思います。</p>
委員	<p>だからといって難しい言葉遣いになると分からないと思うのですが。若い人にも分かるような言葉にしないといけないと思います。</p>
委員長	<p>以前、町民と行政と議会というような絵を作っていましたが、文章だけで説明するとなかなか頭に入っていないので、ああいう形で説明すると理解しやすくなるのかなと思います。前回の懇談会の資料を見ていたら、町民、議会、行政となっていたんですね。</p>
委員	<p>この辺でいいのではないですか。</p>
事務局	<p>骨子案までは、「行政」という表現をしていたのですが、「町」と「行政」どちらが皆さんにとって受け入れられやすいかご意見を下さい。</p>
委員	<p>普段、町民は「行政」とは言いません。「町」と言うことはあります。町民にとって分かりやすい言葉がいい。</p>
委員長	<p>前回の骨子案の段階では、今回の「町」を「行政」と言っていて、「行政」と「議会」をひっくるめて「町」としていました。今回は、行政と議会を並列する形に書き換えたので、「町」を行政という形にストレートにしましたが、その辺が分かりにくいと言えば分かりにくいのですが。</p> <p>「行政」という風にした方が分かりやすいでしょうか。</p> <p>「行政」の方がいいという方は手を挙げていただけますか。</p> <p>～数名挙手～</p> <p>「町」の方がいいという方は手を挙げてください。</p>

<p>委員</p>	<p>～数名挙手～                  難しいところですね。                  若干「行政」の方が多かったのかと感じますが。                  定義をしっかりと、そこを誤解の無いようにきっちり書き込めば、大丈夫だろうとは思いますが、他市町村では両方使っているのですが、「町」を使っている方が多いのかなという印象はあります。それで、今回「町」ということにしたのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>まちづくり基本条例ですから。</p>
<p>委員長</p>	<p>この「まち」は平仮名ですが。                  とりあえず、「行政」の方がいいんじゃないかという意見が多いということで、もう少しご検討いただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、役場内の委員会でも検討させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>その辺は、混乱の無いように後の方の条文では書いてありますので、例えば議会も一緒にという場合は、「町及び議会」というような表現になっておりますので。それから、町民等も含めて故郷という意味での「町」という場合は「加美町」という形で書いておりますので、内部での検討をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今更こんなことを言うのもなんですが、町民から意見を聞く機会がありました、参加者の意見はどうだったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>町民懇談会では皆さんに骨子案で説明したんですが、「町」は議会と行政ということで説明したところ、議会が入るのはおかしいのではないかというご意見をいただいております。そして、役場を指す言葉は「町」がいいのか「行政」がいいのかというところまでのご意見はありませんでした。</p>
<p>委員長</p>	<p>この辺についてはもう少し検討していただくということで、その他でいかがでしょうか。                  細かい点ですが、第2条の(3)の「まちづくり」のところなんですけど、「自分たちのまちが」と受けて、その後「安心して暮らせるまちをつくるため」というのは日本語としておかしいという気がするのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長からご指摘ありましたところは、「自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます」と修正してはいかがでし</p>

	<p>ようか。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは「のまち」を削除するというところでよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>～はい～</p>
<p>委員長</p>	<p>それではそのように修正いたします。 その他いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>町民の意見等というところで、「町民が理解できるように用語の定義について説明が必要」とあり、「協働」と「まちづくり」と「参画」について説明が必要と意見が出ておりますが、亘理町の基本条例を見てみますと、用語の定義を2条で説明しています。「町」というのは亘理町の執行機関ということで明確にしています。そういう点では解説の「町」は、「加美町の執行機関をいい、地方自治法上」云々と長い文章なんですけど、できれば定義の中にも、「参画」や「協働」とか明確にしていますが、亘理町のを参考に「町民」、「町」と「協働」とそれぞれ別個に明確な書き方をした方が分かりやすい気がすると思うのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>「町」については、解説で「加美町の執行機関をいい」とありますので、これを定義としてもいいのではないですか。町長や各委員会が執行機関に入っているということであれば、執行機関でいいのではないですか。そして、解説の方には、「町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう」とすればすっきりするのではないのでしょうか。(2)の定義にしてしまうと職員の部分が抜けてしまうのではないかという考えもあります。私たちが「町」または「行政」と言う場合は、役場の職員を含めて言いますので。</p>
<p>事務局</p>	<p>亘理町の定義ですが、「町」の定義付けは「亘理町の執行機関をいう」となっておりますが、この委員会でも定義付けの時に「町長及び執行機関をいいます」と定義付けをしたのですが、「執行機関」とは何かというご意見がありまして、その執行機関とは何か説明しなければいけないのではないかという意見をいただきましたので、このように教育委員会、選挙管理委員会などとさせていただいたところです。</p>
<p>委員</p>	<p>それは解説の部分でいいのではないですか。法律とかはその下に細かく書くのが通例なので、定義であまり細かくしてしまうと読み取るのに大変なのかなと思います。</p>

事務局	<p>その辺の定義付けの表記の仕方としては、条文上はあっさりして、解説の方で細かく解説するというところもあるかと思いますが。それから、亶理町では「議会」の定義付けまでであるということでしたけれども、加美町の条例でも「議会」の定義付けまで必要かどうかということもご意見をいただきたいところがございます。</p>
委員	<p>第3章の第2節で「議会の責務」とあります。</p>
委員長	<p>亶理町では「亶理町議会及び亶理町議会議員をいう」となっていますが、「町」の方も「執行機関」と言ったときに、職員も入るという書き方のバランスがあると思いますが。</p>
事務局	<p>先ほどの説明の中で、町民懇談会で行政と議会が「町」というのは分かりづらいというような意見がありましたので、今回、議会と行政を分けて行政を「町」とした経緯もありますので、その辺のご理解もお願いいたします。</p>
委員	<p>第2条の(5)に議会が入っておりますので、ここで読み替えてもらうことでどうでしょうか。その後にも議会について書いておりますので、ここで定義付けは要らないのかなと思います。</p>
事務局	<p>議会の定義は地方自治法上で決まっておりますので、必要ないのかなと思っております。</p>
委員長	<p>「町」の定義で「町長」とは一個人を指すのか、町長が統括する組織全体を指すのかというところが分かりにくいところでもあります。法律用語上「町長」と書けば組織全体を表すことになるのでしょうか。一般町民からすれば「町長」は一個人だと思いますので、そういうご意見からすれば、定義付けではそのように書いて解説で説明するようにした方が良くもありません。</p>
委員	<p>「町長」は一般の人が見た時に、行政機関の長であって加美町の代表です。</p>
委員長	<p>それでは、「町」としては「執行機関」として謳っとけば誤解なく受け取れますね。先ほど保留しておきましたけれども、「町」の定義としては亶理町のような「執行機関をいう」と書き方をして、解説の中に執行機関について説明をするというようにしたいと思います。</p>

事務局	<p>それでは、「町」の定義付けとして「加美町の執行機関をいう」でよろしいですか。</p>
委員長	<p>はい。解説の中に教育委員会など委員会又は委員を置くと具体的に書いていただくということで修正をお願いいたします。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>「参画」と「協働」はいかがでしょうか。</p> <p>第2章はよろしいですか。</p> <p>後で、全体を通してまた意見があるかと思しますので、先に進まさせていただきます、第3章、7ページから9ページまで説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料「(仮称) 加美町まちづくり基本条例素案(案)」に基づき第3章について説明。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>第7条の「町民の責務」というところが引っかかります。「責務」という割に「努めます」となっていて、責務とは責任と義務という考え方でありますので、ここは「役割」になると思います。「責務」となると強すぎて、議会や町はいいと思いますが、町民に対しては強いかなと思います。</p>
委員長	<p>確かに議会とか町の「責務」と同じ重みかと思うと違うような気がします。</p>
委員	<p>最初に説明された時は「役割」だったのですが、「責務」に変えたのはワーキンググループでですか。</p>
事務局	<p>役場の課長等で構成している委員会の中で意見が出まして変えました。</p>
委員	<p>「責務」となると厳しい気がします。</p>
事務局	<p>課長等で構成する委員会の趣旨としましては、まちづくりに主体的に参加してほしいという思いから「役割」ということではなく、同じ立場で議会と役場と協働するので、強いかもしれませんが「責務」にして対等な立場で参画をしてほしいということからこのような意見があり、今回「責務」に改めました。そういうことをご理解いただいて審議をしていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>町民も責任を持って参画するということですね。</p>



委員	町民の中には年寄りもいるし子どももいます。
委員	町民は勤めがありますから強いと思います。
事務局	<p>基本的にまちづくりは三位一体と言いますか、そういう形で進めるということから「責務」にしておりますが、改めることにつきまして問題はありませぬ。</p> <p>担い手の中で町民だけが「役割」というのもバランス的にもどうかと思います。</p>
委員長	<p>協働のまちづくりというのがもっと進展していったら、対等な立場でという関係になれば「責務」でいいのですが、今の段階でこのステージにあげましようというところでないで「責務」と書かれると拒否される可能性がありますね。</p>
委員	町長などは報酬をもらっているのだから責任と義務は発生しますが、町民は税金を払っている方であるという考え方もあります。
委員長	<p>町民の中でも参画している人については「責務」かなと思いますけど、一般の町民の人も巻き込むとなると「責務」まではどうかと思います。ここで言っている「町民」は参画している人までではなく、全ての町民ですよ。後段の議会以降の方はそれを職務としているのだから、それでいいと思う感じがします。</p>
委員	第3章はすっきりしている。町民の人たちにも入ると思います。私にも理解できる。前段で議論した部分を整理すると町民にも入ると思います。
事務局	そうしますと、第7条につきましては「町民の役割」でよろしいですか。
委員	何かいい表現があれば。
委員	第7条に「自らの発言と行動に責任を持つ」とありますが。
事務局	「努めます」という述語につながります。
委員	「責務」であれば「努めます」という言葉を抜いてはどうですか。
委員長	「義務」ではありませんから。

委員	「責務」でいいのではないのでしょうか。
委員長	委員会としては「役割」でいいのではとの意見が多いのですが。
事務局	町民だけが「役割」というのはバランス的に、そして、町民の「権利」があつて「役割」というのはどうかと思います。
委員	「権利」に対しては「義務」ですが。
委員長	他では三者統一しているところが多いですね。「責務」なら全部「責務」で、「役割」なら全部「役割」ですね。
委員	多数決で決めたらいかがですか。
委員長	内容的には「努めます」でよろしいでしょうか。 他の自治体でも町民・市民の「責務」としているところがいくつかありますね。
委員	「責務」でよろしいのではないですか。
委員長	「責務」でよろしいですか。 では、その他はいかがでしょう。 それでは、第4章のまちづくりの仕組みの説明についてお願いします。
事務局	資料「(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)」に基づき第4章について説明。
委員長	いかがでしょうか。
委員	第18条の「住民投票」についてですが、法律で定められている住民投票を、なんでわざわざまちづくり基本条例に規定しているのでしょうか。
事務局	住民投票については、地方自治法の手続きに基づけば実施できるものですが、住民投票を実施できるということを確認するために定めています。 具体的にどういう住民投票をするのかという意見も以前ありましたが、例えば新庁舎の位置について意見が分かれた場合など、住民に住民投票で意見を聞きましょうという場合に実施できますと位置付けしております。その場合は、別に住民投票条例として投票資格者や投票方法、成立要件などを

委員	<p>定める必要があるとしております。</p> <p>これを見た議員は、議会ではなく町民に諮るということなのかと思うのではないかということです。議会軽視ではないかと言われると思います。</p>
事務局	<p>住民投票をする場合は、別に住民投票条例をつくることになり、町長が議会に条例案を提案しなければならないので、そこで議会が必要だと判断し議決したら実施できますので、議会軽視にはならないという考えであります。</p> <p>それから、住民投票を実施するのは町長となっております。</p>
委員	<p>町長が実施するというところが気になりました。</p>
事務局	<p>住民投票条例はその都度定めるということで、十分議論を重ねた上でもなお必要だという場合に実施できるということになります。町民、議会、町で十分議論を重ねた上で、それでも決まらない場合は実施するということです。常設型の住民投票条例ではなく、その都度住民投票条例を定めるということにしておりますので、議会軽視にはならないと考えております。</p>
委員長	<p>これは、改めてそういう制度があるということを周知する意味合いです。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今回のまちづくり基本条例で、この章が一番の柱になると思います。加美町もご多分に漏れず人口減少、超高齢化時代を迎えることになると思いますが、これからのまちづくりを担うのは子どもたちになります。第17条に「子どもたち」という部分がありますが、町民というのは分かりやすい言葉のように見えるのですが、実はこれを担うのは誰なんだろうと思います。条例ですから明文化していくのは分かるのですが、この条例が動いていく時に誰がやるのか見えてこなくなるという可能性がないのかなと前回の委員会の時に思いました。それで、ここで受け皿みたいなものを用意しておかないと、肝心なところで動き出さないのではないかという心配があります。若い人たちに、まちをつくっていくということはどのようなことなのか、いろんなプログラムを用意して進めていくことが大事なのかなと思います。だから、「まちづくりへの参加」というレベルでいいのか、まちづくりのプログラムを用意して子どもたちに呼びかけますということにするのか。あえて言いますと、若い年代がどんどん町を動かしていくような方法に取り組んでいくことが大事なのかなと思います。現世代がど</p>

	<p>うのいうのではなく、長期で実施するものですから、そのところを大事にしていく必要があると思います。少子化で学校も維持していくのが大変だという中で、子どもたちに過大な期待をかけるというのも酷ですが、将来、子どもたちに町を担ってもらえるかは別として、子どもたちがこの町を愛し続けていけるようにするためのプログラムを用意するという形が必要かと思います。ここの「参画」と「協働」というのは一番重要な核になる部分であると思いますし、ここの部分が動かないと何一つ動かなくなってしまうと思います。それと、住民投票は非常に大事なところで、ここに住民投票が入ってくるのは違和感を覚えてしまいます。これは既に決まっておりますので、このまちづくり条例の中で住民投票を規定する必要があるのかなという疑念がありました。</p>
委員	<p>条例に規定する必要はないのかなと思います。</p>
委員	<p>条例ではこのような権利があるということですね。皆がここで話し合っているのはソフトの面なんですね。ハード面では必要だと思います。</p>
事務局	<p>ある会社の社長の話ですが、町には高齢者が多いので、高齢者に仕事をしていただいて、その収入のうち数パーセントを基金に積んでももらいます。そして、奨学金をつくり町に残る人は返さなくていいこととし、戻ってこない人は10年かけて返していただくという制度をつくってはどうかという話をいただきました。子どもたちには地元で仕事ができる体制というのは大事だと思いました。</p>
委員	<p>昨年、町で健康に関する計画をつくりましたが、計画が動いていない気がします。体育館が指定管理者になりましたけど、雨の日なんかはお年寄りが体育館の中で歩きたいと思うのですが、そういう場合に使えるようにしたらどうですかと意見を言ったのですが実現されていません。</p>
委員長	<p>第17条の「まちづくりの担い手の育成」中で、「まちづくりの担い手」という言葉があるのですが、それぞれ受け取り方の違いが出てきてしまうのかなと思います。特に「担い手」について解説が必要かと思います。その前の「町民の責務」の中で、町民一人一人が主体的に関わっていくとなっているので、町民全てが担い手と言えばそうなんです。ここで言っている担い手というのがリーダーだけを指すのか、もう少し広げた中核的に積極的に動いていく人たちのことを担い手と指すのか、その辺りの受け取り方が変わってくるのかなと思います。</p>
事務局	<p>選挙権のない子どもたち、18歳未満の子どもたちですけども、子ども</p>

	<p>たちの育成も必要だという意見があったので規定しております。担い手という表現がいいのかどうか検討が必要だと思います。</p> <p>第17条は子どもに限定するという形にしますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>その辺りを解説で丁寧に書いていただければいいと思いますが、「担い手」という言葉は農家の担い手ということもありますし。</p>
<p>委員</p>	<p>第17条の1項と2項は同じように思えるのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>同じようですが、たぶん、想いとして担い手の意味合いが違うのではないですか。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもに限定するのであれば2項のみでいいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>子どもの育成ということで、1項を削除していいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>文章の問題だと思いますが、第3節の「コミュニティ」のカッコの中の最後の文字は要らないかなと思います。「地域活動」の説明をカッコの中でしていますが、「まちづくり活動をいいます」というのと「市民活動」のカッコの中の「問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます」というのは最後に「ですます」調で締めくくっていますが要らないと思います。11ページ「担い手の育成」の「子どもに対して」というのは、子どもが少数というイメージがあります。もっと幅広く「子どもたち」としたらいいのかなと思います。最後に住民投票の件ですが、全国的にこういう条例を作成している市町村では住民投票の規定はないと思います。住民投票というのは地方自治法に権利として規定していますので、あえてまちづくり基本条例の中に入れなくてもいいと思います。前から気にはなっていたのですが、唐突的に出てきた感じはします。そういうことから第18条を削除して第19条以降を引き上げてはどうかと思います。県内では住民投票の規定はどうなっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず第19条と第20条のカッコ書きの説明の最後の「いいます」という文言は要らないのではないかとということですが、法律・条例上ではこういった場合はこのような表現をしております、例えば4ページの第2条第1号の「町民」のところでも「以下「住民」といいます」という風にしておりまして、ここも同様に表記しております。それから第17条第2項の「子どもに対して」を「子どもたちに対して」については皆さんからご意見をいただきたいと思います。第18条の「住民投票」につきましては、県内で5つの市町がまちづくり基本条例をつくっておりますが、その内、</p>

	<p>柴田町だけが住民投票について規定していて、他の4つの市町は定めておりません。全国的に見ますと住民投票の規定を設けている市町村の方が多い状況にはなっておりますが、先ほどからこの規定については要らないのではないかというご意見をいただいておりますので、皆さんで議論していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>そういうことですが、まずは文字の表現についてカッコ書きはこういう形にするということにさせていただいて、「子ども」というのは少数なのか多数なのかということですが、「子どもたち」にした方がよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私はこのままでいいと思います。「たち」まで入れる必要はないと思います。</p>
委員長	<p>条文としてはこのままでいいですか。</p>
委員	<p>「子ども」でいいのではないですか。</p>
委員長	<p>このままでいいですか。 「住民投票」については、要らないのではないかという意見がありますが、それから場所的にここでいいのか、落ち着きが悪いとも思います。</p>
委員	<p>条文として謳うと、町長が恣意的に住民投票を実施できてしまいます。法律で決まっていることを条例に盛り込むのは違和感があります。</p>
委員	<p>住民請求もできるのではないですか。だったら入れてもいいと思います。</p>
事務局	<p>住民請求の場合は、条例案を作成して提案してくださいということで、町長は要件を満たしていれば意見を付して議会に上程するという形になります。</p>
委員	<p>それであれば私はやぶさかではありません。</p>
委員	<p>必要だと思います。この条例に基づき町民が参画するようになるとすれば、町政がうまくいけばいいですが、そうならない場合もあります。住民投票というのは様々な場合があると思いますので、必要だと思います。</p>
委員	<p>住民投票はいろいろ新聞沙汰になっているようです。加美町において</p>

	も、庁舎の位置を住民投票で決めたらいいのではないかとっている人がいます。
委員	町長が実施できることとなっています。
委員	住民も請求することができます。
事務局	住民投票については、法的な手続きに基づいて実施できますが、住民参画という視点で手段として住民投票がありますということと、以前に議会で庁舎問題に関して議員の方から住民投票を実施してはどうかという提案がありましたが、住民投票については基本条例に必要であると町長も言っておりましたので、皆さんに審議していただきたいと思っております。ですから皆さんが不要だといえば削除になりますが、これにつきましては皆さんからご意見をいただきたいと思っております。
委員長	第18条の第1項は要らないのではないですか。
事務局	第1項があるのとないのでは変わってきます。また、第2項の規定がなければ常設型の住民投票条例が必要になってきます。そうしますと、住民投票の手続きが簡単になります。
委員	常設型の住民投票条例となると議会の存在がなくなるのではないですか。
事務局	先ほど説明したように、住民投票を実施する前に十分話し合いをして、それでもダメな場合に住民投票に付するという考えから第2項を入れております。
委員長	第2項ではなく第1項についてですが。
委員	町長に恣意的に住民投票を実施されても困ります。
事務局	住民投票を実施する場合は、住民投票条例を定めることとしており議会の判断が必要になりますので、恣意的に実施するということはないと考えております。
委員長	第1項が法律とちょっと違う表現があると思うのですが。
委員	「町政に関する特に重要な事項」とありますから、これでいいのではな

	<p>いですか。</p>
事務局	<p>「住民の意思を確認する」というところが重要になります。住民の請求は法的に認められております。</p>
委員	<p>例えば、第2項では「その都度別に条例を定めます」となっていますが、この規定がなくても町長は議会で意見の相違があったという時に、住民投票条例をつくって住民投票を実施できます。だから住民投票の規定は要らないのではないですかと言っているのです。</p>
事務局	<p>この規定の必要性については、皆さんに議論していただきたいところだと思っております。</p>
委員長	<p>書き出しが「町長は」となってしまうと、発議できるのも町長だけかと思ってしまうので、その工夫が必要かもしれません。住民投票を実施するのは町長ですが。</p>
委員	<p>「町長」を削除してはどうですか。</p>
事務局	<p>住民投票を実施するのは町長ですが、実際の事務は選挙管理委員会が担うことになります。</p>
委員長	<p>「町長は」を「住民投票を実施することができます」の前に移動してはどうですか。</p>
各委員	<p>～はい。～</p>
事務局	<p>住民投票の実施には多くの費用もかかります。自治体によっては選挙権を16歳以上としているところもあります。そうしますと選挙人名簿を新たに作成しなければいけないなどもありますので、そう簡単に実施できるものでもありません。</p>
委員長	<p>今回は残しておきますが、パブリックコメントも受けて、最終の委員会で決めたいと思います。事務局の方でも検討願います。</p> <p>その他第4章に関していかがでしょうか。</p> <p>第3節のタイトルが「コミュニティ」だけでいいのか「コミュニティ活動」なのかとも思いますが。ご検討をお願いします。</p> <p>先に進めさせていただいて、第5章と第6章について説明をお願いします。</p>



事務局	資料「(仮称) 加美町まちづくり基本条例素案 (案)」に基づき第5章と第6章について説明。
委員長	いかがでしょうか。
委員	第22条の他の自治体等との連携ですが、災害時相互応援に関する協定には一番近い色麻町が入っていませんが。
事務局	地震や大雨などによる災害が起きた場合は、隣接する色麻町も同じ状況になると思われれます。そうした場合のことを考えて遠隔地と応援し合う体制をつくっておく必要があるだろうということで交流のある千葉県市川市や歴史的友好都市である山形市、それから尾花沢市と締結しています。
委員	国道347号「絆」交流促進協議会のように、国道457号沿線の市町村による交流促進協議会もあつてはいいのではないかと思います。
委員長	その他全体を通じて言い忘れたことでも構いませんので何かございませんでしょうか。
委員	第23条の解説で「この条例を、目的の達成状況や社会情勢の変化等に応じて」とありますが、施行後はこの条例をどなたが検証するのでしょうか。
事務局	いつ、誰が、どうやってなど具体的な記述はありませんが、この委員会のように町民の皆様に組織に加わっていただいて検証し、見直すということもありますし、アンケート調査など様々なやり方はあると思います。いずれ、役場だけで見直すのではなく、町民の意見を伺いながら見直すことになると思います。
委員長	これはつくって終わりではなく、どう個性を高めていくかということで、監視体制などをどうするのかということは課題になると思います。 その他いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご意見をいただいたところを修正した上で、今後、最終案に向けて詰めていくということになりますが、その辺りのスケジュールも含めて事務局から説明をお願いします。
事務局	皆さんから様々なご意見をいただきましたので、そのご意見に基づき修

	<p>正をさせていただきたいと思います。修正した内容については、後日郵送させていただきます。また、これから役場内の委員会などで検討していきます。その後、素案についてパブリックコメントとして町民の方々から意見を募集したり、町政懇談会などの場で説明をしていきたいと思います。そして、もう一回この委員会を開催し内容の確認をさせていただきます。それから、町長へ素案を提出しなければいけませんが、次回の委員会に町長にも出席していただきまして、皆さんで提出したいと考えております。また、町長と条例だけでなくまちづくりに関して意見交換をする場を考えております。次回の委員会開催日程については1月頃になると思っています。それまでに町政懇談会やパブリックコメントなどで町民の皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>そういうことですが、何かご質問などございますか。 なければ、これで第6回の委員会を閉じさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、最後に副委員長から閉会のあいさつをお願いいたします。</p>
副委員長	<p><b>【閉会のあいさつ】</b> 皆さん長時間にわたり、貴重なご意見を頂戴し大変ありがとうございました。次回の最後の委員会は年明けの1月ということで期間ありますけども、その間に各種懇談会等のご案内が委員の皆様にもあるかと思えます。その節にはご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。</p>